



週間情報



No.2906

発行日 平成29年2月14日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

両会の動き

◆ 全国消防長会常任理事会を開催

全国消防長会

平成29年2月8日（水）、東京都（東京消防庁スクワール麹町）において、全国消防長会常任理事会を開催しました。

常任理事会における議案審議事項及び報告事項等については次のとおりです。

【議案審議事項】

- 1 平成29年度事業計画（案）及び平成29年度収支予算概算（案）について
- 2 平成29年度及び平成30年度事業推進委員会委員長の選任について
- 3 東京2020参画プログラム（応援プログラム）への参画について
- 4 次期常任理事会の開催について

【報告事項】

- 1 平成28年中における要望活動について
- 2 糸魚川市大規模火災に係る調査団の派遣について
糸魚川市消防本部消防長より、糸魚川市駅北大火の概要について説明がありました。
- 3 全国消防長会70周年記念事業検討委員会委員の委嘱について
- 4 第28次消防審議会答申素案に対する消防問題検討会委員の意見等について
- 5 消防力の整備指針に対する施設及び人員の整備率向上のためのアンケート調査の結果について
- 6 地域防災力の向上に係る取組に対する調査結果について
- 7 平成28年度119番通報の多様化に関する検討会の検討状況について
- 8 NTTの固定電話網のIP化がもたらす諸課題に関する検討について
- 9 消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合の対応について
- 10 消防本部におけるハラスメント等への対応策について
- 11 予防業務優良事例表彰について
- 12 電子会議室の運用状況等について

【資料配付】

- 1 法制執務研修会の実施状況等について
- 2 新採用職員に対する消防団体保険への加入促進について



【常任理事会の様子】

◆ 一般財団法人全国消防協会通常理事会・臨時評議員会を開催

一般財団法人全国消防協会

平成29年2月8日（水）、東京都（東京消防庁スクワール麹町）において、一般財団法人全国消防協会通常理事会・臨時評議員会を開催しました。

通常理事会・臨時評議員会における議案審議事項及び報告事項等については次のとおりです。

○ 通常理事会

【議案審議事項】

- 1 平成29年度事業計画（案）及び平成29年度収支予算（案）について
- 2 東京2020参画プログラム（応援プログラム）への参画について
- 3 賛助会員の加入について
- 4 臨時評議員会の開催について

【報告事項】

- 1 職務の執行状況の報告について
- 2 臨時理事会の開催について
- 3 平成29年度全国優良消防職員表彰式及び第46回全国消防救助技術大会の日程等について
- 4 全国消防長会70周年記念事業検討委員会委員の委嘱について
- 5 平成28年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文の応募状況等について
- 6 新規事業の事業化調査の実施状況について
- 7 「指定店制度」導入の検討について
- 8 平成32年度全国消防救助技術大会等のあり方に関する検討委員会の設置等について

【資料配付】

新採用職員に対する消防団体保険への加入促進について

○ 臨時評議員会

【議案審議事項】

- 1 平成29年度事業計画（案）及び平成29年度収支予算（案）について
- 2 東京2020参画プログラム（応援プログラム）への参画について

【報告事項】

- 1 賛助会員の加入について
- 2 臨時評議員会の開催について
- 3 平成29年度全国優良消防職員表彰式及び第46回全国消防救助技術大会の日程等について
- 4 全国消防長会70周年記念事業検討委員会委員の委嘱について
- 5 平成28年度消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文の応募状況等について
- 6 新規事業の事業化調査の実施状況について
- 7 「指定店制度」導入の検討について
- 8 平成32年度全国消防救助技術大会等のあり方に関する検討委員会の設置等について

【資料配付】

新採用職員に対する消防団体保険への加入促進について



【通常理事会・臨時評議員会の様子】

行事

◆ 消防少年隊等による防火「夜回り」を実施

恵那市消防本部（岐阜）

恵那市消防本部では、平成29年1月21日（土）、文化財防火デー（1月26日）に先立ち、国の重要伝統的建造物群保存地区である恵那市岩村町本通りにおいて、恵那市少年消防隊岩村地区のほか、恵那市消防団岩村分団、岩村城下町まちなみ保存会から約50名が参加し、火災予防を呼び掛ける夜回りを実施しました。

「火事をなくそう岩村町」、「戸締り用心、火の用心」と呼び掛けながら拍子木を打ち鳴らし、町並みを約1時間かけて歩きました。

夜回り後は岩村町女性防火クラブが用意した豚汁をいただき、体を温めました。



【夜回りの様子】

訓練・演習

◆ 文化財防火デーに伴う消防演習を実施

東京消防庁（東京）

東京消防庁石神井消防署では、平成29年1月26日（木）、三宝寺（練馬区石神井台）において文化財防火デーに伴う消防演習を実施しました。

「三宝寺内 根本大塔東側の雑木林から火災が発生し、根本大塔に延焼危険がある。」との想定で演習が開始されると、寺院職員は119番通報や消火器による初期消火を行い、その後、駆け付けた近隣町会や石神井災害時支援ボランティア、消防隊、石神井消防団が連携して消火活動や逃げ遅れ者の救助を行いました。

三宝寺の梵鐘は区指定文化財、山門は区登録文化財であり、当日は参拝者のほかに約100人の近隣保育園児等が真剣な眼差しで演習を見学しました。

園児にとってはお散歩コースでもある三宝寺がとても身近なようで、「お寺が火災になっては大変」と消防隊の活動に大きな声援を送る姿が見られました。



【演習の様子】

◆ 文化財防火デーに伴う消防訓練を実施

いながわちょう
猪名川町消防本部（兵庫）

猪名川町消防本部では、平成29年1月26日（木）、町の指定文化財である春日神社において、文化財防火デーに伴う消防訓練を実施しました。

春日神社は、秋には美しい紅葉を見ることができ、情緒あふれる景観のもと多くの散策者が訪れます。

訓練は、歴史的建造物等を火災、震災その他の災害から守り、文化財愛護に関する意識の高揚を図るとともに被害を未然に防止し、被害を最小限にとどめることを目的として実施しました。

今後もこのような訓練を継続的に実施し、あらゆる災害に対応していきます。



【訓練の様子】

◆ 消防・医療機関合同多数傷病者事故対応訓練を実施

あわぐんし
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（千葉）

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部では、平成29年1月28日（土）、管内3次医療機関である亀田総合病院の駐車場において、多数傷病者事故発生時の初動体制の確立及び現場における各出動隊との連携強化を図ることを目的に合同訓練を実施しました。

訓練は、普通ワゴン車運転手が突然の胸痛により失神し反対車線にはみ出し、対向車の普通乗用車にノーブレーキで衝突したことにより、妊婦や小児も含め11名が負傷したという想定で実施し、医師の派遣依頼や現場トリアージ、傷病者搬送、さらには病院内での処置室から集中治療室までの傷病者対応など、一連の流れを行いました。

消防と病院が同時に訓練を行うことにより、実際の現場に即した訓練ができました。



【訓練の様子】

研 修 等

◆ 捜索犬研修会を実施

川西市消防本部（兵庫）

川西市消防本部では、平成29年1月18日（水）及び19日（木）、災害時の応援協定を締結している認定NPO法人日本レスキュー協会の協力のもと、捜索犬の実動訓練や合同での活動時における注意事項に関する研修会を実施しました。

近年多発している土砂災害や地震災害時に、傷病者に対し迅速かつ有効な救助活動を実施するため、他機関との連携を強化し正確な情報を共有できる関係を構築していきます。



【研修会の様子】

◆ はしご車運用研修会を実施

田原市消防本部（愛知）

田原市消防本部では、平成29年1月27日（金）、株式会社モリタテクノスから講師を招き、はしご自動車の隊長・機関員を対象に、はしご自動車運用研修会を実施しました。

この研修は、はしご自動車を運用する上で必要となる知識の習得と安全・的確な操作・指示ができる職員の育成を目的とし、はしご自動車基本理論（力学・構造）、点検整備要領、故障対策及び手動・補助ポンプ操作に重点を置き実施しました。基本理論では、基本的な事項からメーカーならではの極めて専門的な内容について講義があり、オーバーホールをはじめ各種点検の必要性を学びました。

参加した職員は、日頃取り扱っているなかでの疑問点を解消し、また今後の運用方法と安全対策について改めて考える良い機会となりました。



【研修会の様子】

◆ ドクターヘリ医療スタッフとの合同勉強会を開催

富士宮市消防本部（静岡）

富士宮市消防本部では、平成29年1月27日（金）、静岡県東部ドクターヘリを運航する順天堂大学医学部附属静岡病院から医療スタッフ2名を迎え、合同勉強会を開催しました。

当日は、当消防本部職員60名に加え、脳神経外科二次救急病院である一般財団法人富士脳障害研究所附属病院からも4名のスタッフが参加し、大変貴重な勉強会となりました。

勉強会では、世界文化遺産に登録され近年多数の登山客が訪れる富士山で発生したC P A事案の山岳救助や、富士山西麓の朝霧高原でのパラグライダーの山中墜落事故など、当市の特徴的な事案を検証することができ、早期医療介入の連携を改めて確認することができました。



【勉強会の様子】

◆ 「平成28年熊本地震」研修会を開催

全国消防長会九州支部

全国消防長会九州支部では、平成29年1月31日（火）、熊本県熊本市（パレアホール）において、昨年4月に発生した熊本地震における災害対応の諸課題や解決策等を関係職員にフィードバックするため、「平成28年熊本地震」研修会を開催しました。

研修会では、各県職員及び支部内の消防本部から312名が参加し、各関係機関より熊本地震における活動状況等について講義をしていただくとともに、最後にはシンポジウム形式により参加者の質疑を交え講師との意見交換を行い、知識及び教養を深めることができました。



【講義の様子】



【シンポジウムの様子】

その他

◆ 日本損害保険協会寄贈の軽消防車受納式を実施

取手市消防本部（茨城）

取手市消防本部では、平成29年1月19日（木）、日本損害保険協会より地域における消防力の強化・拡充への貢献を目的に、消防団本部車両として軽消防自動車の寄贈を受けました。

当消防本部管内は、過去には幾度となく水害に見舞われ、現在でも台風などによる河川の増水やゲリラ豪雨により、浸水がしばしば発生しています。四輪駆動をベースとした軽消防自動車は狭隘道路や悪路での機動性に優れ、より迅速な消防防災活動への効果が期待されます。

車両には「福太郎（ふくたろう）」と愛称を付けて、平時の際には女性消防団員による救命講習会や各種イベントでの防火PRなどに活用し、救命率の向上、火災予防啓発活動に役立ててまいります。



【受納式の様子】

◆ 文化財防火デーに伴う消防査察を実施

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（大阪）

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部では、文化財防火デーに伴い平成29年1月23日（月）から30日（月）まで、柏原市、羽曳野市及び藤井寺市の重要文化財16施設において、関係者の防火・防災意識の高揚を図り文化財を災害から守ることを目的に、予防課と警備課合同による消防査察を実施しました。

査察では関係者に対し火気設備、器具等の適正な使用及び維持管理並びに可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓を指導しました。あわせて、消防計画に基づく通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の訓練を行ったことで、関係者の防火意識をより一層高めることができました。

関係者からは、常日頃から一人一人が消防用設備の設置状況や取り扱い方法を再確認し、これからも重要文化財を守って行きたいと心強い言葉をいただきました。



【査察の様子】

◆ 消太・消子（枚方寝屋川消防組合イメージキャラクター）がラジオ番組に生出演

枚方寝屋川消防組合消防本部（大阪）

枚方寝屋川消防組合消防本部では、平成29年2月2日（木）、京阪枚方市駅構内において、当消防組合のイメージキャラクターである消太・消子が、地元ラジオ局FMひらかたの「ひらキャラ★DJタイム！」という番組に生出演しました。

番組出演前には駅構内で救急車の適正利用等と呼び掛けるキャンペーンを行いました。その後、「駅なかstudio779」に入り、DJ（北脇可奈子さん）との掛け合いのなか、自己紹介や当消防組合の活動を紹介し、当消防組合のPRを積極的に行いました。

当日は、多くの市民が足を止めて耳を傾けていました。



【駅構内でのPR活動の様子】



【スタジオでのPR活動の様子】

◆ 消防本部の住所変更について

○ 20809 大船渡地区消防組合消防本部（岩手）

新住所 大船渡市盛町字下舘下 35 番地 1

※ 理由 庁舎移転のため

平成29年2月14日から運用開始

消防庁通知等

◆ 火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）（２月７日、消防応第１１号）

消防庁長官より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）の一部を別紙１（省略）のとおり改正したので、通知します。

貴職におかれては、下記の改正内容に留意するとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いします。

なお、本要領に基づく被害状況等の報告は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５３条第１項及び第２項並びに防災基本計画に基づきなされるものでもあることから、今後とも被害状況等の報告に万全を期するようお願いします。

記

- 1 消防庁に報告が必要な火災・災害等について、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報（気象業務法第１３条の２に規定する警報）が発表された場合など、災害発生のおそれが著しく大きい場合も報告の対象とすることとし、別紙２（省略）のとおりとしたこと。
- 2 自然災害における災害即報の報告様式について、消防庁における災害応急対応や緊急消防援助隊の出動判断等、政府全体の災害応急対応に必要となる情報をより充実させる内容としたこと。
- 3 市町村及び消防機関の報告手続について、その運用を明確にするため、即報基準を修正・整理したこと。
- 4 その他規定の整備を図ったこと。

※ 従前の報告手続の取扱いを変更したものではない。

（添付資料）

- ・ 火災・災害等即報要領の改正概要について（別添１（省略））
- ・ 新旧対照表（別添２（省略））

- 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290207_ou11.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

国民保護・防災部防災課 応急対策室
担当：安西、岩崎、那須、今西

◆ 平成２９年度の消防防災に関する普通交付税措置（案）の概要について（２月７日、事務連絡）

消防庁消防・救急課より、各都道府県消防・防災主管部局、各指定都市消防・防災主管部局あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

本日、地方交付税法等の一部を改正する法律案が閣議決定されたところですが、本法律案における消防防災関係分の概要については、別紙（省略）のとおりとなっていますので了知願います。

なお、貴都道府県内の市町村（特別区並びに消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨を周知願います。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290207_jimurenaku.pdf) に掲載されています。

◆ **消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）（２月８日、消防消第１３号 消防救第１８号）**

消防庁次長より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 4 号。以下「改正省令」という。）、消防署の組織の管轄区域を定める件（平成 29 年消防庁告示第 1 号。以下「管轄区域告示」という。）、救急隊員の行う応急処置等の基準を改正する件（平成 29 年消防庁告示 2 号。以下「応急処置等基準改正告示」という。）、救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件を廃止する件（平成 29 年消防庁告示 3 号。以下「廃止告示」という。）、消防力の整備指針の一部を改正する件（平成 29 年消防庁告示 4 号。以下「整備指針改正告示」という。）及び消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件（平成 29 年消防庁告示 5 号。以下「教育訓練基準改正告示」という。）が本日公布されました。（別添（省略））

今回の改正等は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 379 号。以下「改正政令」という。）による消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正に伴い、総務省令で定めることとした、実施計画に記載する事項の規定、救急業務に関する基礎的な講習の規定及び救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者の規定、消防庁長官が定めることとした消防署の組織の管轄区域の規定その他所要の規定の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記（省略）事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

また、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村の准救急隊員を含む救急隊の配置希望状況等を踏まえ、消防学校において、救急業務に関する基礎的な講習を受講できるようカリキュラムの変更等必要な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290208_syol13_kyu18.pdf) に掲載されています。

◆ **消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（２月８日、消防救第１９号）**

消防庁救急企画室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「消防法施行令の一部を改正する政令の公布について」（平成 28 年 12 月 16 日付け消防救第 177 号）及び「消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成 29 年 2 月 8 日付け消防消第 13 号・消防救第 18 号）により、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 379 号。以下「改正政令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 4 号。以下「改正省令」という。）等の公布について通知したところですが、改正政令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）、改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等の運用に当たっては、下記（省略）事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

- 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290208_kyu19.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

救急企画室 企画係

担当：大嶋、谷口

◆ 救急業務実施基準の一部改正について（通知）（２月８日、消防救第２０号）

消防庁長官より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

このことについて、別紙（省略）のとおり救急業務実施基準（昭和 39 年自消甲教発第 6 号。以下「実施基準」という。）の一部を改正したので、下記事項に留意の上、貴都道府県内市町村に対して周知されるようお願いします。

記

1 改正の趣旨

今回の実施基準の改正は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の一部が改正されることに伴い、准救急隊員に関する救急業務の実施について規定するものであること。

2 改正の内容

- (1) 消防長は、救急救命士の資格を有する救急隊員又は准救急隊員 1 名以上をもって救急隊を編成するよう努めるものとしたこと。（実施基準第 6 条関係）
- (2) 准救急隊員は、救急業務を行う場合は、実施基準第 9 条第 1 項に規定する救急隊員の服装と同等のものを着用するものとしたこと。（実施基準第 9 条第 2 項関係）
- (3) その他所要の改正を行うこととしたこと。

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

- 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290208_kyu20.pdf) に掲載されています。

報道発表

◆ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集（２月８日、消防庁）

消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 29 年 2 月 9 日から平成 29 年 3 月 10 日までの間、意見を募集します。

1 主な改正内容

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の加算額の改定を行います。

2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象

- ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）
＜政令＞

- 意見公募要領の詳細については、別紙（省略）を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 29 年 3 月 10 日（金）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/02/290208_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

地域防災室

担当：森課長補佐、古内

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp